

議案第 57 号

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 5 年 10 月 10 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」の改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例案

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「中核市の長が行う研修」の次に「（以下「認定資格研修」という。）」
を、「修了したもの」の次に「（市が放課後児童健全育成事業者と相談して定める研修計
画において、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に認定
資格研修を修了することを予定している者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。